

リスク分担表（案）に対する質問・意見への回答

No	見出し符号		項目名	質問・意見		回答
	頁	節				
1	1	事業移管	双方に帰責性のない事象に起因して生じた損害	質問	双方に帰責性のない事象に起因する場合に運営権者が負担する損害は、運営権者に生じた損害のみを対象とするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	1	事業移管	不可抗力等、双方に帰責性のない事象に起因	意見	「不可抗力等、双方に帰責性がない事象に起因」は双方負担となっているが、本事業開始日までの事象であり運営権者にリスクの低減の手立てがなく、市の負担とすることをご検討頂けますでしょうか。	不可抗力によって、実施契約上の本事業開始日に本運営事業を開始できなかったことで、業務開始に係る準備費用の損失が発生した場合は、双方においてリスク低減の手立てはないため、市に生じた損害は市が、運営権者に生じた損害は運営権者が、それぞれ負担することとしています。 また、詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
3	1	不可抗力	工業用水道事業費補助金交付要綱に定める国庫補助金交付が無い程度の災害	質問	国庫補助金交付がない程度の災害についての定義についてご教示願います。	「国庫補助金交付がない程度の災害」とは、「工業用水道事業費補助金交付要綱」第3条第4項に規定する工業用水道事業費補助金が交付されることのない程度の災害を指します。 そうした災害への対応は、施設が損壊した場合の修繕を含め、平時における維持管理の範囲と整理します。
4	1	不可抗力	国庫補助金交付がない程度の災害	質問	具体的にどの程度の金額以下でしょうか。	
5	1	不可抗力	不可抗力事象の発生により、運営権設定対象施設の物理的損壊が生じた場合	質問	「国庫補助金交付がない程度の災害は、平時における維持管理の範囲とする」とありますが、平時における維持管理で被害が防げたかどうかの判断をどのように行うか、現時点での考えをご教示ください。	
6	1	不可抗力	不可抗力事象の発生により、運営権設定対象施設の物理的損壊が生じた場合	質問	「国庫補助金交付がない程度の災害は、平時における維持管理の範囲とする」とありますが、国庫補助金交付がない程度の災害とは、具体的にどのようなものを想定されているかご教示ください。	
7	1	不可抗力	国庫補助金交付がない程度の災害	質問	「国庫補助金交付がない程度」の具体的基準を教えてください。	
8	1	不可抗力	上記以外の不可抗力	質問	提供役務にかかる費用は市の負担としてよろしいでしょうか。	災害対応関係業務に係る人件費部分については、市の負担範囲とします。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
9	1	不可抗力	上記以外の不可抗力	質問	「市は、施設保有者として費用を負担」及び「運営権者は復旧活動等、対応に係る役務を提供」と記載がありますが、運営権者が提供する復旧活動等、対応に係る役務に対して発生する費用は市が負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	
10	1	不可抗力	物理的損壊が生じた場合	質問	物理的でない損害は対象としないのでしょうか。	
11	1	不可抗力	工業用水道事業費補助金交付要綱に定める国庫補助金交付がない程度の災害	意見	「工業用水道事業費補助金交付要綱に定める国庫補助金交付がない程度の災害」は事業者負担となっているが、災害の回数及び累計金額に上限を設けることを検討頂けますでしょうか。	国庫補助金交付がない程度の災害に関するリスクは、平時における維持管理の範囲として運営権者が負担することとしています。現時点では、災害の回数や累計金額に上限を設ける予定はありません。
12	1	不可抗力	工業用水道事業費補助金交付要綱に定める国庫補助金交付がない程度の災害	質問	貴市事業運営で生じた場合には水道事業会計全体でのやりくりで対応されていると考えますので、使用料と利用料の負担割合に基づき市と運営権者で負担することをご検討いただけませんか。	本事業は、運営権者が経済産業大臣の事業許可を取得し、工業用水道事業者として利用者と供給契約を締結していただくこととしており、利用者からの利用料金は全額運営権者の収入となります。 なお、地方公営企業は「地方財政法」第6条に基づき、独立採算制をとっており、市では、水道事業会計と工業用水道事業会計は区分して経理しています。
13	1	不可抗力		質問	「実施方針」における不可抗力の考え方（市は、施設復旧にかかる費用を負担し、運営権者は、応急復旧等の役務を提供する。）に鑑み、国庫補助交付金の有無に関わらず、両者にリスク分担とする考えは問題でしょうか。	「実施方針P30第5-1(1)」における不可抗力の考え方は、国庫補助金交付がある場合の災害に関するリスク負担の考え方を記載しているとご理解ください。
14	1	不可抗力	工業用水道事業費補助金交付要綱に定める国庫補助金交付がない程度の災害	意見	過去の事例をお示しください。	過去5か年間の災害対応実績については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししていますが、国庫補助金の交付を受けたものではありません。
15	1	老朽化等により生じる施設の損壊等に起因する追加的な工事等の対応	（運営権者の故意又は重過失に起因すると見なされる場合は10年間）	質問	市から運営権者に引き渡される資産について同様の規定はなく、片務的で公平性に欠けるため、なくしていただくことを希望しますがいかがでしょうか。	ご意見として承ります。 引き渡し資産に関する詳細は、募集要項等公表時にお示しする予定です。

No	見出し符号		項目名	質問・意見		回答
	頁	節				
16	1	老朽化等により生じる施設の損壊等に起因する追加的な工事等の対応	(運営権者の故意又は重過失に起因すると見なされる場合は10年間)	質問	「見なされる」の具体的基準を教えてください。その判断をするのは誰ですか。	市が、欠陥・損傷等を発見した後に、現場の状況確認や運営権者への聞き取りを行うなどして原因の調査を行い、判断することとなります。例えば、「要求水準書(案)P47第4-3(1)ウ(エ)」に示す耐震管を用いて更新すべき管路において、更新後10年以内に地震を主要因として破損した場合には、当該欠陥・損傷等が運営権者の故意又は重過失に起因すると見なす場合が考えられます。それらの場合、引き渡し後10年間における、追加的な工事等の対応に要する費用を運営権者にご負担いただくことを想定しています。
17	1	老朽化等により生じる施設の損壊等に起因する追加的な工事等の対応	事業開始後1年以降の施設の損壊	意見	施設状況の判断が出来ない中で瑕疵担保期間が1年は短いと考えます。このまま状態が開示されないということになれば、瑕疵担保期間は2年として頂きたい。	これまで、市では、法定点検をはじめ定期的な点検等を行い、機能を維持している状況ですので、事業開始後1年を超えた施設の損壊等については、運営権者がリスクを負担することとしています。施設及び管路の点検等の実施状況については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。また、管路の状況については、管路情報管理(マッピング)システムにより、別途閲覧頂ける機会を設けます。運営権者においては、事業者選定手続きにおける競争的対話や、実施契約締結後の業務引き継ぎ期間等の機会も活用して現地を確認して頂き、適切に管理運営を行って頂きたいと考えています。
18	1	老朽化等により生じる施設の損壊等に起因する追加的な工事等の対応	事業開始後の1年以降に発見された施設の損壊	質問	市の点検が1年以内でない場合などは市が負担すべきではないでしょうか。	事業開始後1年以内に市の点検がない場合をお尋ね頂いているものとして回答します。浄配水場の運転管理及び水質管理業務の市への業務委託にかかわらず、事業開始後の施設の点検は、施設管理業務として運営権者が実施することとなります。事業開始後の1年間に運営権設定対象施設及び運営権者への引き渡し対象資産に欠陥・損傷等が新たに発見された場合(運営権者の故意または重過失に起因すると見なされる場合を除く)は、市がリスク負担することとしています。
19	1	老朽化等により生じる施設の損壊等に起因する追加的な工事等の対応	事業開始後の1年間に運営権設定対象会社及び運営権者への引き渡し対象資産に欠陥・損傷等が発見された場合のリスク	質問	現在の市の保有施設の状況を考慮すると、運営対象施設及び運営権者への引き渡し対象資産に欠陥・損傷等を発見する期間として1年間は不十分と考えます。瑕疵担保期間を1年よりも長くして頂けますでしょうか。	リスク分担表(案)No17の回答をご参照ください。
20	1	老朽化等により生じる施設の損壊等に起因する追加的な工事等の対応	事業開始後又は資産引き渡し後1年以降の施設の損壊等	質問	経営努力をもってしてもなお吸収できないと判断される場合、運営権者は、市と事業方針について協議できると記載がありますが、経営努力をもってしてもなお吸収できないと判断する基準をご教示いただけませんか。	本事業は運営権事業ですので、通常想定される事業期間中の経営環境等の変動によるリスクは、原則、運営権者の負担となります。そのため、通常想定される金利・為替、需要変動及び事業費リスクに関しても織り込んだ上で事業提案いただくこととなります。ただし、発生リスクが、通常想定される範囲を大幅に上回り、運営権者の経営努力のみでは事業遂行に著しい支障があると客観的に評価される場合には、政策判断に係る協議を運営権者と実施する等、例外的に、市が当該リスクの一部を負担することがあるとしております。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
21	1	老朽化等により生じる施設の損壊等に起因する追加的な工事等の対応	事業開始後又は資産引き渡し後1年以降の施設の損壊等	質問	「経営努力をもってしてもなお吸収できないと判断される場合、運営権者は、市と事業方針について協議を行うことができる」とありますが、その協議でどのような要件を満たせば市はどのような対応をしていただけるのか、具体的に教えてください。	
22	1	老朽化等により生じる施設の損壊等に起因する追加的な工事等の対応	事業開始後又は資産引渡し後1年以降の施設の損傷等	質問	事業終了後の運営権者から市への引渡し時と同様に、市の故意又は重過失に起因するとみなされるものについての瑕疵担保期間は10年間という認識でよろしいでしょうか。	これまで、市では、法定点検をはじめ定期的な点検等を行い、機能を維持している状況ですので、ご質問のような事態は想定しておらず、そのため運営権設定対象施設及び運営権者への引き渡し対象資産において、事業開始後又は引き渡し後の1年間で欠陥・損傷等が発見された場合は、市がリスクを負担するものと考えています。なお、事業開始時における施設の状況については、事業者選定の競争的対話における現地調査や、実施契約締結後の業務引き継ぎ期間において、一定、ご確認いただけるものと考えています。

No	見出し符号		項目名	質問・意見		回答
	頁	節				
23	1	老朽化等により生じる施設の損壊等に起因する追加的な工事等の対応	事業終了を1年の施設損壊	意見	事業終了時の施設状況が明確になっていない中で、保証期間1年は長いと考えます。まず、事業終了後の施設状況を明示いただけないでしょうか。	運営権設定対象施設及び運営権者から市への引き渡し対象資産における事業終了後の1年間で発見された欠陥・損傷については、運営権者の事業運営によるところが大きいと考えられるため、運営権者がリスクを負担することとしています。
24	1	老朽化等により生じる施設の損壊等に起因する追加的な工事等の対応	事業開始後の1年間に運営権設定対象施設及び運営権者への引き渡し対象資産に欠陥・損傷等が発見された場合	質問	事業期間中に市から運営権者へ引き渡す資産の瑕疵担保期間は、引き渡し日から1年間ですか。	ご理解のとおり、市から運営権者への引き渡し資産については、引き渡し後1年間に瑕疵担保期間と考えています。
25	1	老朽化等により生じる施設の損壊等に起因する追加的な工事等の対応	事業開始後の1年間に運営権設定対象施設及び運営権者への引き渡し対象資産に欠陥・損傷等が発見された場合	質問	市負担となる「欠陥・損傷等」はどの程度の欠陥・損傷か、具体的基準を教えてください。	募集要項等公表時にお示しする予定です。
26	1	老朽化等により生じる施設の損壊等に起因する追加的な工事等の対応	事業開始後又は資産引き渡し後1年以降の施設の損壊等	質問	1年以降にであって、明らかに市の帰責であるとみなされる場合は貴市で負担いただくことをご検討いただけますでしょうか。	リスク分担表(案)No22の回答をご参照ください。
27	1	老朽化等により生じる施設の損壊等に起因する追加的な工事等の対応	第三者による施設・設備の損傷又は管路の漏水	質問	電力・ガス・下水道等他工事等具体的な例及び過去の件数をご開示いただけますでしょうか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
28	2	税制変更	負担者(工業用水道事業等)のみならず、広く一般的に適用される税制の変更、新税の導入)	質問	運営権者側にとって負担が大きい分担案と思われます。消費税率が上がった場合、また10年の事業期間中に、新税が導入された場合等は、その内容に応じて柔軟な協議をお願いします。	公共施設等運営権が設定された事業であるか否かに関わらず、全ての事業者等に等しく適用される場合、税制変更のリスクは運営権者の負担となります。なお、市では、利用料金等の利用者からの収入(課税対象のものに限る。)に係る消費税及び地方消費税については、法定の税率分を利用者にご負担いただいております。消費税率の改正については、実施方針条例の改正が必要となる税制改正として、市が条例の改正手続きを行います。
29	2	税制変更		質問	固定資産税の変更に伴う負担区分が記載されていませんが、財産権を有する市側の負担と考えてよろしいでしょうか。	現在、市(地方公共団体)の有する資産は基本的に固定資産税の課税対象とはなっており(一部、他市町村に存在する資産については市町村税の対象となっている)、運営権設定対象施設の財産権(所有権)は引き続き市に残ることから、本事業では運営権者自身が所有する固定資産を除いては、運営権者に固定資産税の負担は生じないものと考えます。
30	2	第三者損害	運営権者が行う工事等に起因して発生する近隣住民等の反対運動や訴訟による工事等の中断、遅延、施設の物理的破損、事業期間の変更等	質問	本事業開始そのものに対する反対運動や訴訟によって計画に遅延が発生した場合、遅延に伴う運営権者側の人件費等のリスク負担者は市にあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の「本事業開始そのものに対する反対運動や訴訟等によって計画が遅延した場合の遅延に伴う運営権者側の人件費」については、「工業用水道施設の利用者との関係に関するリスク」に該当するものとして回答いたします。当該リスクを回避するためには、本運営事業自体を取りやめる他ないため、当該リスクを最もよく管理できる市が負担するものと考えています。
31	2	第三者損害	運営権者が行う工事等に起因して発生する近隣住民等の反対運動や訴訟による工事等の中断、遅延、施設の物理的破損、事業期間の変更等	意見	「運営権者が行う工事等に起因して発生する近隣住民等の反対運動や訴訟による工事等の中断、遅延、施設の物理的破損、事業期間の変更等」は、要求水準を満たしている場合は市の負担とすることをご検討頂けないでしょうか。	本事業は運営権事業ですので、市側は要求水準において求めるべき性能水準を示し、運営権者は工業用水道事業者として、主体的な事業経営を行っていただくこととなります。そのため、リスク分担表(案)に記載のとおり、要求水準を満たしているか否かに関わらず、運営権者の実施した業務、事業に起因する第三者損害リスクは運営権者が負担するものと考えております。
32	2	第三者損害		質問	過去に生じた近隣住民等の反対運動や訴訟について過去の事例をご教示下さい。	工業用水道事業において、第三者損害賠償に係る近隣住民等の反対運動や訴訟は、記録に残っている限り、事例はありません。
33	2	法令変更	上記以外で事業法をはじめとする工業用水道事業等に直接関係する法令・通知等の変更	意見	「上記以外で事業法をはじめとする工業用水道事業等に直接関係する法令・通知等の変更」は事業者負担となっておりますが、運営権者にリスクの低減手立てがなく、市の負担とすることをご検討頂けますでしょうか。	公共施設等運営権が設定された事業であるか否かに関わらず、全ての工業用水道事業者等に等しく適用されるものであるため、運営権者のリスク負担とします。

No	見出し符号		項目名	質問・意見		回答
	頁	節				
34	2	管路における大規模漏水	上記(事業開始後の1年間)を除く事業期間中及び事業終了後の1年間の管路における大規模漏水が発生した場合に要する費用	意見	「老朽化等により生じる施設の損壊等に起因する追加的な工事等の対応」の「事業開始後又は資産引渡し後1年以降の施設の損壊等」と同様に、「経営努力を持ってしてもなお吸収できないと判断される場合、運営権者は、市と協議を行うことができる」の追加を希望します。 理由としては、市が実施する上水道の配水管更新工事が完了するまで施工に着手できない箇所があることや早期に更新工事をする必要があると判断し計画・設計・施工の各プロセスに従って実施した場合でも、事業開始後の1年間で更新工事が完了していない可能性があるためです。	事業開始後2年目以降の大規模漏水のリスクについては、帰責性を問わず、運営権者にご負担頂きます。
35	2	管路における大規模漏水	大規模漏水	質問	1年間だけでなく、市の維持管理によるところが大きい場合は市の負担ではないでしょうか。	運営権事業ですので、管路の管理運営については運営権者に担っていただくことが基本となるため、「要求水準書(案)P42第1-1基本方針」に記載のとおり、状態監視保全による老朽化対策を管理水準とし、大規模漏水事故の未然防止対策を優先しつつ、効率的かつ合理的なアセットマネジメントを実施していただくこととなります。運営権者においては、事業者選定手続きにおける競争的対話や、実施契約締結後の業務引き継ぎ期間等の機会も活用して確認して頂いた上で、事業開始後1年を超え、事業終了後1年間における大規模漏水に関するリスクの抑制を可能とするご提案を期待しております。
36	2	管路における大規模漏水	事業開始後1年以降の大規模漏水	質問	管路の布設年度の多くは1960年度と古く、幹線道路・軌道下・水管橋等で事故が起これば復旧期間も長くなり、費用負担は多大になります。運営権者側で全て費用負担することは困難と考えますので、負担については協議できるようにしていただけませんか。	大規模漏水の場合は、事業開始後の1年間に発生した場合に要する費用を市が負担することとしておりますが、大規模漏水と判定されなかった漏水に関するリスクは、事業開始後1年間においても運営権者の負担とします。こういった負担の軽減を図るため、運営権者には、第三者損害賠償保険への加入を求めています。なお、大規模漏水の詳細な定義については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
37	2	管路における大規模漏水	大規模漏水でない場合	質問	大規模漏水と判定されなくても一定の社会的影響がある場合も、同様の取り扱いですか。	大規模漏水と判定されなかった漏水に関するリスクは、事業開始後1年間においても運営権者の負担とします。
38	2	管路における大規模漏水	事業開始後の1年間の管路における大規模漏水が発生した場合に要する費用(第三者損害を含む)	質問	更新前については運営権者の帰責性は想定されないため、事業期間後の負担については更新有無でさらに分担を詳細化するようにお願いできますでしょうか。	事業開始後2年目以降、事業終了後1年間までの大規模漏水に関するリスクについては、帰責性を問わず、運営権者にご負担頂きます。
39	2	管路における大規模漏水	事業開始後の1年間の管路における大規模漏水が発生した場合に要する費用(第三者損害を含む)	質問	漏水については様々な要因が想定されるため、実施契約においては帰責性を分析する手順を規定いただけますでしょうか。	
40	2	管路における大規模漏水	事業開始後の1年間の管路における大規模漏水が発生した場合に要する費用(第三者損害を含む)	質問	帰責性が不明な場合も想定されると思われます。その場合は運営権者のみの負担ではなく貴市も負担することをご検討いただけますでしょうか。	
41	2	管路における大規模漏水		質問	状態監視の結果、更新の必要があると判断された路線について、関係機関との調整により早期に工事着手が困難な状態で、事業開始後1年目以降にて漏水事故が発生した場合の責任は市にあると考えてよろしいでしょうか。	
42	2	工業用水道施設の利用者との関係	上記以外	質問	「上記以外」は運営権者負担となっておりますが、市と利用者間で規定している免責規定を引き継ぐものと理解しておりますが宜しいでしょうか。	「大阪市工業用水道条例」第16条第3項では、「給水の制限若しくは停止、断水又は漏水による損害については、市はその責任を負わない。」こととしています。運営権者において、同様の免責事項を引き継ぐ場合は、運営権者の策定する供給規程に記載したうえで、経済産業大臣の認可を得る必要があります。
43	2	工業用水道施設の利用者との関係	本運営事業を運営権者が実施するという事実により避けることのできない反対運動や訴訟等	質問	現段階でそのような事態が生じることが想定されてますでしょうか。その場合、その想定を開示下さい。	市では、そうした事態が生じないよう、現在、工業用水道利用者を対象に発行している工水通信やホームページなどを通じて、公共施設等運営権制度を導入する意義や検討状況などについてご理解が得られるよう、継続的に周知を行っております。現在、市が実施している情報発信の事例については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。

No	見出し符号		項目名	質問・意見		回答
	頁	節				
44	2	工業用水道施設の利用者との関係		意見	本運営事業を運営権者が実施することにより契約が継続されなかった場合、収入が確保できなくなります。この場合のリスクについて貴市負担として頂きたい。	当該リスクは、「リスク分担表(案)P2」に記載の「工業用水道施設の利用者との関係に関するリスク」として整理すべきものと考えます。 運営権者が本運営事業を実施するという事実により契約が継続されない場合は、当該リスクを回避するためには、本運営事業自体を取りやめる他なく、当該リスクを最もよく管理できる市が負担することとなります。 なお、市では、そのような事態が生じないよう、工業用水道利用者を対象に発行している工水通信やホームページなどを通じて、公共施設等運営権制度を導入する意義や検討状況などについてご理解が得られるよう、継続的に周知を行っております。 引き続き、利用者の理解醸成に努めてまいります。
45	2	老朽化等により生じる施設の損壊等に起因する追加的な工事等の対応	第三者による施設・設備の損傷又は管路の漏水	意見	「原因者に発生した費用を求償できる」とありますが、原因者が逃亡した場合、費用求償できません。この場合は資産を持つ貴市に負担いただきたい。	施設・設備を管理している者が、発生した費用を原因者に求償できるため、運営権者が当該リスクを負担すべきものと考えます。
46	3	許認可	許認可	意見	市に帰責性が認められる場合(道路管理者への道路占用許可で、市の調整が遅延した場合)での「通常想定される事業費の増加」の判断基準をご教示ください。	事業費変動における「通常想定される範囲」の定義については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
47	3	許認可	市に帰責性がある場合	質問	市に帰責性がある場合に「※事業費変動リスク参照(通常想定される事業費の増加は運営権者が負担)」となっているのはなぜですか。	
48	3	許認可	事業実施のために必要な許認可の遅れや取得できなかったことによる事業内容の変更(市に帰責性がある場合)	意見	「通常想定される事業費の増加は運営権者の負担」とありますが市に帰責があるものは市の負担として頂きたい。	許認可申請において、市が申請当事者となる場合でも、調整遅延の原因となるのは概ね運営権者が作成する申請書類の内容に対する道路管理者からの指摘への対応となることが想定されます。このような場合には原則として運営権者の責めに帰すべき事由があるものとして、運営権者の負担が原則と考えております。なお、詳細については、募集要項等公表時に改めてお示しする予定です。
49	3	許認可	事業実施のために必要な許認可の遅れや取得できなかったことによる事業内容の変更	意見	「市に帰責性がある場合(道路管理者への道路占用許可で、市の調整が遅延した場合)」は通常想定される事業費の増加は運営権者が負担となっておりますが、市に帰責性がある為、市の負担とすることをご検討頂けないでしょうか。	
50	3	許認可	市に帰責性のある場合(道路管理者への道路占用許可で、市の調整が遅延した場合)	意見	運営権者が負担するのは遅延した場合に遅延が生じたことによる事業費の変動分という理解で宜しいでしょうか。この理解で宜しければ、貴市の許認可に要する実績をご提示いただき当該実績に基づく期間内には行うように規定をいただけないでしょうか。	許認可申請において、市が申請当事者となる場合でも、調整遅延の原因となるのは概ね運営権者が作成する申請書類の内容に対する道路管理者からの指摘への対応となることが想定されます。このような場合には原則として運営権者の責めに帰すべき事由があるものとして、運営権者の負担が原則と考えております。なお、詳細については、募集要項等公表時に改めてお示しする予定です。 また、許認可申請に要した期間の市の実績については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認いただきたいと考えております。
51	3	金利・為替変動	通常想定される金利・為替変動	意見	インフレスライドは想定していないということでしょうか。すべてを運営権者側で負担することは困難です。	インフレスライドについては、事業費変動(物価変動等)に係るリスクに該当するものとして回答いたします。 事業費変動リスクに対しては、一義的には、工業用水道事業者である運営権者の経営努力で対応いただくこととなりますが、発生リスクが、通常想定される範囲を大幅に上回り、運営権者の経営努力のみでは事業遂行に著しい支障があると客観的に評価される場合には、政策判断に係る協議を運営権者と実施する等、例外的に、市が当該リスクの一部を負担することがあるとしております。 詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
52	3	事業費変動		意見	通常の公共工事と同様物価スライドによる物価変動リスクの市による一部負担をお願いいたします。	

No	見出し符号		項目名	質問・意見		回答
	頁	節				
53	3	金利・為替変動	運営権者の経営努力のみでは本運営事業の遂行に著しい支障があると判断される範囲	質問	「著しい支障があると判断される範囲」の具体的基準を教えてください。その判断をするのは誰ですか。	<p>本事業は運営権事業ですので、通常想定される事業期間中の経営環境等の変動によるリスクは、原則、運営権者の負担となります。そのため、通常想定される金利・為替、需要変動及び事業費リスクについても織り込んだ上で事業提案いただくこととなります。ただし、発生リスクが、通常想定される範囲を大幅に上回り、運営権者の経営努力のみでは事業遂行に著しい支障があると客観的に評価される場合には、政策判断に係る協議を運営権者と実施する等、例外的に、市が当該リスクの一部を負担することがあるとしております。</p> <p>詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。</p>
54	3	金利・為替変動	運営権者の経営努力のみでは本運営事業の遂行に著しい支障があると判断される範囲	質問	「著しい支障があると判断される範囲」の場合、市と運営権者の協議でどのような要件を満たせば市はどのような対応をいただけるのか、具体的に教えてください。	
55	3	金利・為替変動	金利上昇、為替変動による資金調達に要する利息の増加	質問	「通常想定される金利・為替変動」は事業者負担となっておりますが、「通常想定される」の定義をご教示頂けますでしょうか。	
56	3	金利・為替変動	金利上昇、為替変動による資金調達に要する利息の増加	質問	「通常想定される金利・為替変動は運営権者の負担」の通常想定範囲について具体的に明示ください。	
57	3	金利・為替変動	通常想定される範囲	質問	「通常想定される範囲」とは具体的にどのような範囲となるのかご教示をお願いします。	
58	3	金利・為替変動		意見	通常想定される範囲とは具体的にどこまでご教授ください。	
59	3	計画変更	道路管理者等の施設管理者の指示や他事業との調整等、工業用水道事業にあたって想定される事象による場合	質問	通常予測されるものの定量定義についてご教示願います。	
60	3	計画変更	市の要請、他事業との調整等に応えるための事業計画の変更等に起因する事業内容の追加等による費用の増加	意見	「道路管理者等の施設管理者の指示や他事業との調整等、工業用水道事業にあたって想定される事象による場合」で通常予測されるものは、運営権者の負担となっておりますが、当該事象に関して、運営権者の予測は難しいと思料されますので、市の負担とすることを検討頂けないでしょうか。	
61	3	計画変更	通常予測されるもの	質問	「通常予測されるもの」の具体的基準を教えてください。その判断をするのは誰ですか。	
62	3	金利・為替変動	「通常想定される事業費の増加」及び「運営権者の経営努力のみでは本運営事業の遂行に著しい支障があると判断される範囲」	質問	「通常想定される事業費の増加」と記載がありますが、その基準をご教示いただけないでしょうか。	<p>工事に伴う道路管理者等の施設管理者からの指示や他埋設物管理者、地元住民との調整等による工期延長などにより、事業計画の見直しが必要となる事象を指します。市が考える通常予想されるものを目安として、当該リスクへの対応を含めた市の実績を、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。</p>
63	3	計画変更	道路管理者の指示による計画変更など、本運営事業執行にあたって計画変更が通常予測されるもの	意見	通常予測される事象をお示しください。また、過去の事例・件数をお示しください。	
64	3	需要の変動	想定される範囲	質問	想定される範囲とは具体的にどの程度でしょうか。	
65	3	需要の変動	通常想定される範囲	質問	リスク判断が困難であるため通常想定される範囲の定量定義についてご教示願います。	
66	3	需要の変動	運営権者の経営努力のみでは本運営事業の遂行に著しい支障があると判断される範囲	質問	「著しい支障があると判断される範囲」の具体的基準を教えてください。その判断をするのは誰ですか。	
67	3	需要の変動	運営権者の経営努力のみでは本運営事業の遂行に著しい支障があると判断される範囲	質問	「著しい支障があると判断される範囲」の場合、市と運営権者の協議でどのような要件を満たせば市はどのような対応をいただけるのか、具体的に教えてください。	
68	3	需要の変動	通常想定される範囲	質問	「通常想定される範囲」とは具体的にどのような範囲となるのかご教示をお願いします。	

No	見出し符号		項目名	質問・意見		回答
	頁	節				
69	3	需要の変動	利用者の減少、水の合理的利用の進展等に伴う水需要の減少による利用料金収入の減少	質問	「通常想定されるる需要の減少は運営権者の負担」の通常想定範囲について具体的に明示ください。	リスク分担表(案)No53の回答をご参照ください。
70	3	需要の変動	利用者の減少、水の合理的利用の進展等に伴う水需要の減少による利用料金収入の減少	質問	「通常想定される範囲」は事業者負担となっておりますが、「通常想定される」の定義をご教示頂けますでしょうか。	
71	3	需要の変動		意見	通常想定される範囲とは具体的にご教授ください。	
72	3	事業費変動	「通常想定される事業費の増加」及び「運営権者の経営努力のみでは本運営事業の遂行に著しい支障があると判断される範囲」	質問	「通常想定される事業費の増加」と記載がありますが、その基準をご教示いただけませんか。	
73	3	事業費変動	運営権者の経営努力のみでは本運営事業の遂行に著しい支障があると判断される範囲	質問	「著しい支障があると判断される範囲」の具体的基準を教えてください。その判断をするのは誰ですか。	
74	3	事業費変動	運営権者の経営努力のみでは本運営事業の遂行に著しい支障があると判断される範囲	質問	「著しい支障があると判断される範囲」の場合、市と運営権者の協議でどのような要件を満たせば市はどのような対応をしていただけるのか、具体的に教えてください。	
75	3	事業費変動	通常想定される範囲	質問	「通常想定される範囲」とは具体的にどのような範囲となるのかご教示をお願いします。	
76	3	事業費変動	通常想定される範囲	意見	想定される範囲をお示ください。	
77	3	事業費変動	物価変動等によるコストの増加	質問	「通常想定される範囲」は事業者負担となっておりますが、「通常想定される」の定義をご教示頂けますでしょうか。	
78	3	事業費変動	物価変動等によるコストの増加	質問	「通常想定される事業費の増加は運営権者の負担」の通常想定範囲について具体的に明示ください。	
79	3	事業費変動		意見	通常想定される範囲とは具体的にご教授ください。	
80	3	需要の変動	「通常想定される事業費の増加」及び「運営権者の経営努力のみでは本運営事業の遂行に著しい支障があると判断される範囲」	質問	「通常想定される事業費の増加」と記載がありますが、その基準をご教示いただけませんか。	
81	3	需要の変動	通常想定される範囲	意見	想定される範囲をお示ください。	
82	3	需要の変動	利用者の減少、水の合理的利用の進展等に伴う水需要の減少による利用料金収入の減少	質問	「運営権者の経営努力のみでは本運営事業の遂行に著しい支障があると判断される範囲」とありますが、実施方針P.30記載の「多量使用の利用者の使用中止が相次ぐ等」を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	
83	3	需要の変動	運営権者の経営努力のみでは本運営事業の遂行に著しい支障があると判断される範囲	質問	新型コロナによる影響も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	4	技術の陳腐化	新技術を導入する際の、市の要請	質問	「本事業開始当初の技術は陳腐化していないものの、市の要請に基づき、新技術を導入する場合は、市の要請があれば、市予算で実施することでしょうか。又、その判断は市又は運営権利者が判断されるのでしょうか。	「リスク分担表(案)P4」に記載のとおり、本事業開始当初の技術は陳腐化していないものの、市の要請に基づき新技術を導入する場合は、市の要請に基づくため、市が費用を負担します。 一方、市の要請によらず、運営権者の判断により導入する場合には、事業費変動リスクに記載のとおりとなります。 なお、詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。

No	見出し符号		項目名	質問・意見		回答
	頁	節				
85	4	技術の陳腐化	本事業開始当初の技術が陳腐化し、新技術の導入が必要となった場合	意見	本事業開始当初の技術が陳腐化した場合でも水質基準に適合していれば新技術の導入が必要ない場合も想定されます。そのため、この分担は運営権者が要求水準の順守を前提に判断し新技術の導入が必要と判断した場合には自らの負担で導入するというを示した規定と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	4	水量・水圧・水質異常	淀川原水に関する水質悪化	質問	一時的とは具体的にどのような時間・頻度になりますでしょうか。過去の実績をご開示いただき、その水準に基づき規定いただけますでしょうか。	一時的な異常の一例として、これまでの淀川原水の水質、薬品費、動力費、給水量等の実績を、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。 また、水質悪化の一例として、平成30年9月の台風21号において、高潮による淀川原水の塩素イオン濃度上昇への対応として、浄水場内の上水道からのバックアップにより対応した実績があります。 詳細については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
87	4	水量・水圧・水質異常	夏場などの一時的な水量不足であって、運営権者の事業実施にあたり通常想定される範囲のもの	質問	「通常想定される範囲」とは具体的にどのような範囲となるのかご教示をお願いします。またその判断は運営権者が行うとの理解でよろしいでしょうか。	
88	4	水量・水圧・水質異常	淀川原水に関する水質悪化	質問	「一時的」と「恒常的」の具体的基準を教えてください。その判断をするのは誰ですか。	
89	4	水量・水圧・水質異常		意見	「一時的な」の定義をご教授ください。	
90	4	測量・調査	地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加	質問	考え方には「※事業変動リスク参照(通常想定される事業費の増加は運営権者が負担。)」とありますが、当初想定していない事象ということは通常想定されない事業費の増加となりますので、市がリスクを負担するという理解でよろしいでしょうか。	本事業は運営権事業ですので、運営権者は工業用水道事業者として、主体的な事業経営を行っていただくこととなります。 そのため、工事の実施にあたり、施工時に発見された地中埋設物への対応は、原則、運営権者がリスクを負担するものと考えております。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 なお、そうしたリスクへの対応を含めた市における工事実績を、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
91	4	測量・調査	地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加	意見	「地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加」は、運営権者が想定できない事象であるため、市の負担とすることをご検討頂けないでしょうか。	
92	4	測量・調査	環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は大阪市環境影響評価条例(平成10年大阪市条例第29号)に定める環境アセスメントの対象となった場合等	質問	過去の環境アセスメントの対象となった事例をご教示いただけますでしょうか。	少なくとも直近10年間の水道局発注の管路工事(水道事業を含む)において、「環境影響評価法」及び「大阪市環境影響評価条例」に基づく環境アセスメントを実施した事例はございません。 なお、平成9年以降の淀川河川区域内で実施した工事においては、別途、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所が設置する淀川環境委員会による評価を受けた事例があります。
93	4	料金	市と運営権者の協議に基づく料金上限の改定手続の遅延	質問	条例が改正しない場合の市と運営権者の協議について、どのような要件を満たせば市はどのような対応をさせていただけるのか、具体的に教えてください。	条例が改正しない場合の対応として、市と運営権者は、事業計画の変更等について協議を実施することとしていますが、詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
94	4	料金	値上げ等の料金変更に係る顧客との交渉決裂の場合等	質問	顧客とのこれまでの交渉経過について参考までにご教示いただけますでしょうか。	消費税率引き上げ分の料金への転嫁を除き、直近の料金の値上げ実績は昭和59年になります。当時の関係資料は、優先交渉権者選定後にお示しします。
95	4	料金	料金不払いによる減収	質問	直近5年間に於いて、利用者の料金不払い実績はございますでしょうか。実績がある場合、不払い期間及び合計金額についてご教示ください。	3年間(平成28~30年度末)の実質未収額及び不能欠損処分の実績を、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
96	4	業務中断・不能	工業用水道事業の中断、又は遂行不能	意見	「上記以外(例)再委託業者との調整ミス、他埋設物管理者の維持保全上の事故」は運営権者の負担となっておりますが、例えば他埋設物管理者による事故等につき運営権者にはリスクを低減する手立てがないため、運営権者が選定した再委託業者によるミス等の運営権者の管理下にある事由以外は、市の負担とすることをご検討頂けないでしょうか。	市と運営権者の双方にリスク低減の手立てがないことから、「実施方針P30第5-1」の「リスク分担の基本的な考え方」に記載のとおり、運営権者は、工業用水道事業全般にわたり、工業用水道事業者としての権限と責任を有するため、原則として一切のリスクを管理していただく必要があると考えています。
97	5	契約解除	不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除	意見	不可抗力は運営権者に帰責性が無いので、運営権者に生じた追加費用や損害について全て運営権者が負担するのは過大なリスク負担ではないでしょうか。	不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除については、双方に生じた損害は各自が負担するという整理をしています。
98	5	契約解除	不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除	意見	「不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除」は双方負担となっておりますが、運営権者にはリスクを低減する手立てがないため、市の負担とすることをご検討頂けないでしょうか。	

No	見出し符号		項目名	質問・意見		回答
	頁	節				
99	5		注1)ただし、運転管理及び水質管理業務を市(上水)へ業務委託する場合は、業務委託契約においてリスク分担を整理。	意見	速やかに市の案を開示していただくことを希望します。一般的に水道局から民間に運転管理を委託する場合の契約内容に沿ったもの(責任の所在、コスト水準など)としていただくことを希望します。	詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
100	全般			質問	「通常想定される」との表現が多用されています。定量定義について明示いただけないでしょうか。	詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
101	全般		全般	質問	市に委託を原則とされている業務範囲に関しては、別途、市とリスク分担を協議できるという考えでよろしいでしょうか。	募集要項等公表時にお示しする予定です。 また、詳細については、事業者選定手続きにおいてご確認ください。